

政務活動実施報告書

令和7年10月3日

村上市議会議長 三田 敏秋 様

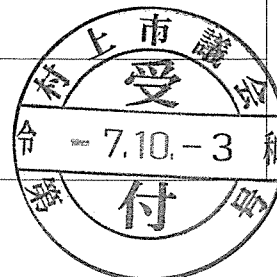
会派名

代表者名 野村 美佐子



当会は、下記のとおり政務活動を終了しましたので報告します。

	経理責任者氏名	野村 美佐子
用 務 名	佐渡市行政視察 (移住定住対策について、有機農業の振興について、生ごみ資源化について、成年後見制度の活用について)	
実 施 日 時	令和7年7月9日(水) 午前 8時00分 ~ 午後 5時00分 令和7年7月11日(金) 午前 8時00分 ~ 午後 5時00分	
用 務 先	佐渡市(移住交流推進課、農業政策課、生活環境課)、 佐渡市社会福祉協議会	
参加議員名	新緑会：菅井晋一議員、上村正朗議員、姫路敏議員、富樫光七議員	
全体参加者数	5 名	
概要及び所見	※記載欄が不足する場合は別葉に記載すること。 別紙記載	
備 考		



1 移住定住対策について（佐渡市・移住交流推進課）

<調査事項及び目的>

佐渡市は、直近4か年（令和2年～5年）における転出者数は1,215名/年、転入者は965名/年、転出超過は250名で年代別の転出超過は、22歳未満が210名、23歳～29歳が58名。

しかし、30歳以上は転入者が上回り、70歳以上で27名となっている。移住者は544名/年、コロナ禍の令和4年をピークに減少傾向であるが、Uターン者は増加傾向が継続している。

佐渡市における移住定住政策として、

①スタートアップ支援による企業誘致と定着支援

雇用の増加を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して事業資金の一部を補助する「佐渡市雇用機会拡充事業補助金」を設けて雇用機会の拡充を図っている。

採択件数はR1:31件、R2:44件、R3:71件、R4:65件、R5:50件で、起業家について「ビジネスコンテストチャレンジ」で起業成功まで支援している。

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）地方創生テレワーク型（進出企業定着・地域活性化支援事業）を活用し、佐渡ジオパークを体現するキャンプ場を利活用したマイクロホテル事業や廃校グラウンドを活用した滞在拠点創出事業、首都圏における関係人口構築の拠点としての渋谷QWSへの進出等に取り組んでいる。

②移住者の受入促進と定着支援

移住相談窓口「さど 暮らし テラス」を佐渡汽船に隣接した「サドポートラウンジ」に設置して、佐渡で「住む・暮らす・働く」ことに関する総合的な相談を行っている。

佐渡暮らし体験のための「お試し住宅」や若者移住家賃補助制度、若者定住引越費用補助制度、Uターン者奨学金返還支援補助制度、佐渡Uターンインフォメーションセンターでの情報発信、特定地域づくり事業協同組合等の多様な取組を行っている。

③若者がイキイキと働き暮らせる島づくり～二地域居住の促進～

二地域居住の促進による関係人口の拡大を目指して、佐渡市人財確保官民連携協議会の設立や特定居住促進計画の策定、特定居住支援法人の認定、佐渡二地域居住推進コンソーシアムによる「離島における二地域居住を核としたエリア再生計画」と「離島航路運賃低廉化モデル」の構築等に取り組んでいる。

<所見>

佐渡市が島であることから、人口減少に対する真剣な取り組みと位置づけを感じた。担当課長も全国の先進地との交流や企業との懇談など積極的な動きと研鑽を積んでいる。起業家や移住希望者などの意見をよく聞いて、どのような支援が必要なのか具体的に進めている。

村上市も専門の部署を立ち上げ、SNSの活用はもとより、足を使って動くこと、情報を集めること、そして首都圏への働きかけを強めることが重要だと感じた。動くこと、つながることによって情報が入ってくると思う。

2 有機農業の振興について（佐渡市・農業政策課）

<調査事項及び目的>

佐渡農業は2007年に「朱鷺と暮らす郷」認証米の制度を開始した。佐渡の農業を取り巻く二つの危機として「トキと生物多様性の喪失」と「農家の疲弊」が挙げられ、支持が少ない「有機農業」ではなく、みんなができて購入しやすい価格帯として「農薬の50%削減」を選択した。

2019年にネオニコチノイド系農薬の不使用を「J A 佐渡米要件」とした。また、「朱鷺と暮らす郷」認証制度では「畦畔除草剤散布の禁止」とし草刈りを推奨している。

「ふゆみずたんぼ」や「魚道の設置」「江の設置」「ビオトープの設置」「無農薬無化学肥料栽培」等、田んぼやその周辺に生きものが生息できる環境をつくる「生きものを育む農法」に取り組んでいる。

・佐渡米を分けると

慣行栽培 12%

それ以外 88%

農薬・化学肥料慣行比50%以下 87%

減減栽培（生きものを育む農法なし）67%

朱鷺と暮らす郷認証米 20%（生きものを育む農法あり）

佐渡市認証、H20～給食で利用、差額は市とJA（農家）で折半

農薬・化学肥料不使用 1%

無農薬無化学肥料栽培（有機肥料使う）

自然栽培（有機肥料も使わない）

・SADOSAN オーガニック意見交換（R3.2.10）

安全安心なSADOSAN オーガニックを子どもたちに届けるため、佐渡市、新潟食料農業大学、JA、県普及センター・農技センターで意見交換を実施。

・佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業

R5で55ha、耕作者42名の無農薬無化学肥料栽培米（無無米）実績

R10に100ha、耕作者100名に引き上げるもの。R32には1250ha、耕作者1250名、島内シェア25%を目標にしている。

保育園や小中学校での無無米使用割合を引き上げる取り組みを行っている。

<所見>

佐渡市は朱鷺の郷としての特別のコンセンサスがあり、朱鷺のえさを守る意味でも有機農業への取り組みが広がる素地はあったと考える。朱鷺の暮らす島を守る20年にわたる取り組みがあり、JAも学校や保育園も一丸となって佐渡ブランドを大事にしていることが伝わってきた。有機農業は環境保護の観点からも、食の安産安心を守る観点からもその重要性や必要性を周知すること、そして、市の支援策が重要だと感じた。

有機農業は手間暇もかかるものだからこそ、新規農業者も含め、村上市としても取り組みが広がるような支援や政策が必要だと感じた。

3 生ごみ資源化について（佐渡市・生活環境課）

<調査事項及び目的>

佐渡市では、生ごみを堆肥化するための「段ボールコンポスト」の販売を始めた。燃やすごみの約4割を占める生ごみを資源に活用することで、ごみを減らすことが目的である。

段ボールは大（容量39ℓ）と小（容量25ℓ）の2種類で、消臭剤と説明書、燃やすごみ袋（大）10枚が1セットで、大小とも500円。市役所本所、支所等で販売している。

<所見>

段ボール製で軽く、手軽に取り組めるコンポストである。生ごみであるため、匂いがあり屋外に置くことが必要だが、本市の様にクマやイノシシ、サルなどの有害鳥獣の被害がある地域では鳥獣の誘引につながることから活用が難しいと感じた。

4 成年後見制度の活用について（佐渡市社会福祉協議会）

<調査事項及び目的>

佐渡市の人口等（R6.9.30）

人口48,383人 年1,000人ペースで減少

65歳以上20,816人（高齢化率43.0%：20市中1位）

要支援・要介護認定者4,412人

障がい者人数（手帳交付状況 R6.4.1）知的627人 精神701人
身体2,265人

H24.4.1開設 社会福祉協議会 福祉課 生活支援係内

職員体制：社会福祉士、精神保健福祉士（7.5人）

+ 後見支援員（2人）

令和7年度佐渡市成年後見推進事業業務委託の内容

委託費計 56,577,000円

内 訳 普及啓発等 7,936,000円（H24～）1.0人

法人後見支援 8,634,000円（H29～）1.0人

市民後見 20,699,000円（H25～）3.0人

中核機関 19,308,000 円 (R3～) 2.5 人

H23 にプロジェクトチームを結成し、アンケートを実施、成年後見制度プロジェクト報告書(H24.1.13)を公表、H24.4 にセンター設置。

・中核機関 (R3～)

成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの中核を担うことが役割である。また、成年後見制度の広報や権利擁護支援の検討、制度利用開始の支援、制度利用開始後に市民後見人等の活動のバックアップや家庭裁判所との連携等の業務を行う。

①市民後見人

成年後見制度利用の際、専門職後見人不足の状況があり、市民後見人の養成と活用の必要性があった。

市民後見人の養成は平成 25 年度から開始され令和 6 年度までに合計 161 名の養成講座申込 (令和 7 年度は 14 人) と 117 人の最終選考者があった。その内、名簿登録者は計 111 人で令和 6 年度末の登録者数は 93 人である。また、実際に後見業務を受任している人数は令和 6 年度末で 42 人となっている (同時期、本市は 0 人である)。

課題としては、困難ケースが多く負担が大きい、市民後見人の高齢化が挙げられる。今後の取組としては市民後見人一人の受任件数増加に向けた検討を行うこととしている。

佐渡市の現状は家族関係の多様化や親族が島外等の地理的課題、高齢化一人暮らし世帯の増加などで後見人の担い手が不足している。第三者後見人 (専門職) は弁護士や司法書士、社会福祉士であるが受任できる数が限界に近づいており、専門職以外の第三者後見人である法人後見や市民後見人の役割が大きくなることから、計画的な養成や支援体制の整備等が求められている。

<所見>

佐渡市では社会福祉協議会が成年後見人制度の中核として機能し、啓蒙、周知、研修等を重ねてきて大きな成果をあげている。市民後見人の高齢化や困難ケース、人間関係の問題など課題はあるものの、対応する体制ができていると感じた。

村上市ではまだまだ、市民に知られていないし、後見人の養成もできていない。家庭裁判所との連携や市民後見人の相談に乗れるセンターの設置など本格的に整備していくことが求められていると感じた。

以上